

9. 性的虐待が気になるとき

性的虐待とは、児童虐待の中でも子どもの発達段階に不適切に加えられる性的被害であり、加害者の性的満足あるいは支配欲を満たす卑劣な行為です。成長期の子どもにとって性の安全が侵害され、健全な性の発達が権力や立場上有利な人物に脅かされ、計り知れない心の傷をもたらしうる出来事です。傷がないとか、性器の挿入がされていないということが被害がないことにはなりません。日本では事例として上がっているのはまだ氷山の一角であると言われています。女兒のみならず男児も被害児になりうることも見逃してはなりません。また被害時の年齢も様々です。小さいうちから徐々に慢性的に被害を受けているとなかなか気づかれず、被害児本人も価値観が形成されないうちの被害のため、無意識に加害者をかばって事実を隠すことも想定して対応すべきです。

性的虐待の開示：

親からの被害では非加害親に打ち明けることがあります。それが加害者に知られるとかえって被害を大きくする場合があります。養護教諭や学級担任に相談や開示があった場合は、周囲に知られるなど事を大きくしないように配慮しながら、医療機関との連携を取り、保護が必要なケースでは児童相談所に通告します。学校、塾等での被害の場合は、医療機関に相談があれば、警察や児童相談所と連携して対処します。

医療機関での診察のプロトコール：

1) 時間をかけて全身診察を行う

性的な被害といっても性器だけに加えられるとは限りません。触れられるだけでなく、性的な行為を要求される場合や、性的な行為やものを見せられる場合には身体には何の変化もありません。しかし、全身診察をすることによって、何かを咥えさせられたことを開示したり、同時にその他の身体的虐待を伴っていることを明らかにすることができます。身体的被虐待児と考えられる場合でも性的虐待が隠れている場合があります。

性器診察だけをすべきではないのは、その他の部位から診察することによって、見たり写真を取ることに慣れてもらうことや、他の部位の診察から被害につながる証言が得られることがあるためです。緊急で診察をする必要があるケースは少なく、本人に同意を得て、落ち着いた環境で行います。

性器の診察は同意を得たうえで本人のペースに合わせて行います。診察の結果によって二次被害を起こさない細心の配慮が必要です。

2) できれば同性診察が好ましい

専門家に身体を診てもらうことで、被害児が身体には問題がないという安心感を持つことが大事で、加害者と同性的診察医ではないほうが好ましいが、本人の同意が得られれば構いません。

3) 原則として親は同席しない

幼少のため、どうしても親がいないと診察が出来ない場合を除き、親に言えない重要な情報を引き出すためにも親は同席しないことが原則です。

4) 質問はオープン・エンディッド・クエスチョンで

なるべく何度も同じ事を聞かないように1回の診察でなるべく多くの情報が得られるようにします。イエス・ノーではなく、オープン・エンディッド・クエスチョンで情報を引き出します。こちらからすでに持っている情報を提示したり、誘導するような質問は避けて、誰によって、身体のどこに何があったのかを聞き出します。幼少児では、うまく話せないことがあります。なるべく本人の言葉で語ってもらいます。黙ったり下を向くなど、語れないというのもひとつの情報です。被害を警察に届けて訴える手続きには、全身診察、司法面接を経て、意見書を提出しますので、必要に応じて検査を行います。所見の記録は、診療録だけでなく、全身の各部位の写真、外陰部については可能であればコルポスコープで写真やビデオを撮ります。また診察の様子はビデオには撮りませんが、筆記記録を取りながら診察することを避けるために録音をしたメディアを保存します。これらは全てその子に判るように説明します。問題がなければそのことをきちんと告げて、あなたの身体は問題ないですよと安心させることも大切です。

検査と治療:

- 1) 性感染症 クラミジア検査、淋菌検査・HIV 検査等
帯下が多いなど症状が疑われる場合は、ジスロマック 1000mg/1回を処方
尿の培養、および検鏡で淋菌や精子が見つかることもある
- 2) 妊娠検査
尿の妊娠反応検査を行う
精液に触れる行為から2週間以内の場合は緊急避妊薬(ノルレボ)の処方をして妊娠を回避する
- 3) その他
後からいつでも必要に応じて検査や治療ができることを告げる
性感染症や妊娠については被害から時間が経っていない場合は、2~3週間後に再検査を行う

診察所見とその対応:

- 1) 身体的訴えから
性的虐待だけでなく身体的虐待を受けていないか
- 2) 性器の診察から
小さい子では傷がなくても性被害がないことにはなりません
四つん這いの姿勢と仰向けの姿勢で処女膜の欠損の有無を確認します
- 3) 性感染症の症状
HIV、梅毒、淋菌、クラミジア、ヘルペス、扁平コンジローマなどの性感染症は性交によって生じるので、思春期前の性感染症では性的虐待の可能性を考えなければなりません
- 4) 妊娠
母体保護法第14条2項によって妊娠11週6日までは妊娠初期中絶、妊娠21週6日までは中期中絶が可能です。それ以降では出産までのケア、新生児の受け入れ先の確保などが必要です

終わりに

性的虐待を受けた子どもは、身体に傷がなくても自尊感情の低下や性嫌悪など生涯にわたる被害を受けます。子どものいうことだからと見過ごさないで性被害を疑った場合には関係機関が連携して子どもを守ることが大切です。